



税理士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

Question

電子契約書

当組合は、共同購買事業を主事業とする協同組合です。このたび、業務の効率化の一環として、電子契約書の導入を検討しています。この場合には印紙税はかからないと聞きましたが、概要を教えてください。

Answer

【概要】

〈電子契約書について〉

電子契約書とは、従来の紙の契約書に代わり、インターネット上で電子的に締結される契約書のことです。これにより、紙の書類の作成・保管・管理の手間を削減し、迅速かつ効率的に契約手続きを行うことが可能となります。

〈印紙税について〉

印紙税は、経済取引等に伴って作成される文書を課税対象とし、流通税として分類されています。また、印紙税が課税される文書となるのは、下記の通達により定められています。

《作成等の意義》印紙税法基本通達第44条

法に規定する課税文書の「作成」とは、単なる課税文書の調整行為をいうのではなく、課税文書となるべき用紙等に課税事項を記載し、これを当該文書の目的に従って行使することをいう。

2 課税文書の「作成の時」とは、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 相手方に交付する目的で作成される課税文書 当該交付の時
- (2) 契約当事者の意思の合致を証明する目的で作成される課税文書 当該証明の時
- (3) 一定事項の付け込み証明をすることを目的として作成される課税文書 当該最初の付け込みの時
- (4) 認証を受けることにより効力が生ずることとなる課税文書 当該認証の時
- (5) 第5号文書のうち新設分割計画書 本店に備え置く時

したがって、文書課税である印紙税では、「電子契約書」は電磁的記録により作成記録された文書（電磁的記録）であり、書面としての文書の作成がない限り、印紙税の課税対象ではないと考えられます。ただし、現時点においては、不課税とする明確な条文はありません。

【留意点】

電子契約書を保存した後、これを書面で出力した場合において、相手に交付した場合は課税になりますので留意してください。

印刷の目的	印紙税の扱い
相手に交付するために印刷	課税対象（印紙必要）
自社保管用に印刷	課税対象外（印紙不要）

